

8 秋の全国交通安全運動

1 運動の目的

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進し、交通事故防止の徹底を図る。

2 運動の期間等

- (1) 運動期間 9月21日から9月30日までの10日間
- (2) 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日

3 運動の重点等

(全国重点)

- (1) 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- (2) 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

(地域重点)

高齢者の交通事故防止
～歩行者ファースト意識の浸透～

4 主な推進事項

推進項目	推進事項
反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止	<ul style="list-style-type: none">○ 歩行者の交通ルール遵守の徹底<ul style="list-style-type: none">・ 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従う等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周りに気を付けること等を促す取組を強化する。○ 歩行中のこどもと高齢者の安全の確保<ul style="list-style-type: none">・ 歩行中児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）、高齢歩行者の死亡事故の特徴（車両等の直前直後横断等の法令違反が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等を実施する。・ 安全に道路を通行することについて、日常生活における保護者等から幼児・児童への教育を促す取組を推進する。・ 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を推進する。・ 免許更新前の一定期間における一定の違反歴保有者に対する運転技能検査が新設されていることのほか、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。・ 「ゾーン30」等による低速度規制と「スムーズ横断歩道」を始めとする物理的デバイス等の適切な組合せによる生活道路対策を推進する。○ 反射材用品等の着用推進<ul style="list-style-type: none">・ 全ての年齢層を対象とした反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促進する。

夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶

- 夕暮れ時以降の交通事故を防止する取組
 - ・ 夕暮れ時から夜間における死亡事故の特徴（日没後1時間の死亡事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等を実施する。
 - ・ 夕暮れ時における自動車・自転車前照灯の早めの点灯を促す取組を推進する。
 - ・ 先行車や対向車がない場合におけるハイビームの原則常用を徹底する。
 - ・ 自動車運送事業者による、従業員に対する夕暮れ時以降の運転時の注意喚起を促す取組を推進する。
- 運転者の歩行者優先意識の徹底とながらスマホの防止対策
 - ・ 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行するなどの交通マナーの実践を促す取組を推進する。
 - ・ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務と横断歩道等における歩行者等の優先義務等の遵守を促す取組を推進する。
 - ・ 運転中のスマートフォン等の使用等の危険性に関する広報啓発を実施する。
- 飲酒運転等の根絶
 - ・ 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じた、地域、職域等における「飲酒運転等を絶対にしない、させない」という規範意識を確立する。
 - ・ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動を促進する。
 - ・ 運行管理者や安全運転管理者等のアルコール検知器を用いた運転前後の酒気帯びの有無の確認及び記録を徹底する。（令和5年12月1日施行）
- 妨害運転の防止
 - ・ 妨害運転の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発を実施する。
 - ・ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発を推進する。
- 高齢運転者の交通事故防止対策
 - ・ 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え）等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発を実施する。
 - ・ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車（略称：サポカー）の普及啓発を実施する。
 - ・ 運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知に加え、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納を促す取組を推進する。
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用と、チャイルドシートの正しい使用の徹底
 - ・ 全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの使用義務の周知徹底及びその必要性・効果に関する理解を促す取組を推進する。
 - ・ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の

	<p>確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法の周知徹底を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発を強化する。
<p>自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車利用者のヘルメット着用と安全確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての年齢層の自転車利用者に対するヘルメット着用を指導する。 ・ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と、幼児同乗中自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発を推進する。 ・ 自転車の安全を確保するための定期的な点検整備を促進する。 ・ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組を推進する。 ○ 自転車の交通ルール遵守と交通マナー実践の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先、ヘルメットの着用など「自転車安全利用五則」に定める通行ルールや自転車通行空間が整備された箇所における通行ルールの周知と遵守を徹底する。 ・ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、二人乗り、並進、飲酒運転の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守を徹底する。 ・ 傘差し等の片手運転、イヤホンやスマートフォン等使用時の危険性の周知徹底を図る。 ・ 道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）の規定（令和6年5月24日に交付され6月を超えない範囲内で施行される、ながらスマホの防止、酒気帯び運転に対する罰則の創設）についての周知 ○ 業務運転中の自転車の安全利用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車配達員への街頭における指導啓発や雇用主等に対する交通安全対策の働きかけ等を推進する。 ○ 特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ 16歳未満による運転の禁止や車道通行の原則などの周知と乗車用ヘルメットの着用を促す取組を推進する。
<p>高齢者の交通事故防止 ～歩行者ファースト意識の浸透～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転者に対する横断歩道通過時の安全確認と歩行者優先を徹底するために歩行者ファースト意識の浸透を図る。 ○ 歩行者に対する安全な横断方法と場所の選択、確実な安全確認（横断する意思表示の方法）についての指導啓発を推進する。
<p>広報・啓発活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙、機関紙、新聞、テレビ、ラジオ、広報車等各種広報媒体を活用した交通事故防止広報を実施する。 ○ 各種会議、会合等の機会を通じた運動の周知と交通ルール・交通マナーの遵守を徹底する。